## 財務諸表に対する注記

## 1. 重要な会計方針

(1) 公益法人会計基準の適用

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 改正平成21年10月16日 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 最終仕入原価法による原価法によっている。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……一般債権については、法人税法の法定繰入額により計上している。 賞与引当金……職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する 額を計上している。

退職給付引当金…期末の退職給付債務(簡便法による期末退職給与の自己都合要支給額) を計上している。

(4) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税込方式によっている。

## 2. 会計方針の変更

該当なし

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産引当預金	7,500,000	0	0	7,500,000
小 計	7,500,000	0	0	7,500,000
特定資産				
退職給付引当資産	13,593,050	2,422,400	0	16,015,450
小 計	13,593,050	2,422,400	0	16,015,450
合 計	21,093,050	2,422,400	0	23,515,450

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産	(うち一般正味財産	(うち負債に対応	
7-1		からの充当額)	からの充当額)	する額)	
基本財産					
基本財産引当預金	7,500,000	(7,500,000)	(0)	(0)	
小 計	7,500,000	(7,500,000)	(0)	(0)	
特定資産					
退職給付引当資産	16,015,450	(0)	(0)	(16,015,450)	
小 計	16,015,450	0	0	(16,015,450)	
合 計	23,515,450	(7,500,000)	0	(16,015,450)	

5. 担保に供している資産 該当なし

- 6. 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務 該当なし
- 7. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上 の記載区分
受取国庫補助金	国(文化庁)		634,091	634,091		
受取負担金	長崎県		356,192,658	356,192,658		
合	計		356,826,749	356,826,749		

8. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

	(
内容	金額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息	752
合 計	752

- 9. 関連当事者との取引の内容 該当なし
- 10. 重要な後発事象 該当なし